

作業安全講習等助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）の会員事業者（以下「会員」という）が、従業員の安全教育、能力開発、資質の向上のため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会秋田県支部（以下「陸災防」という）が実施する別紙の講習を受講した場合に、会員が負担した受講料の一部を助成することについて、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業が運営されることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 陸災防が主催する講習で、会員会社の従業員が受講し、会員がその受講料を負担したものを対象とする。

(実施期間)

第3条 事業の実施期間として、平成28年4月1日から平成29年2月末日までとする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金は、会員に対して講習受講者1名あたり次の通りとする。

登録技能講習 5,000円（はい作業主任者講習は2,000円）

特別安全講習 2,000円

2. 1社あたりの単年度助成額は、総額で5万円までとする。

(助成金の請求)

第5条 会員事業者は、別途定める「作業安全講習等実績報告書(助成金請求書)」及び、受講者内訳書に当該講習実施機関発行の領収書、及び修了書の写しを添付して、秋ト協に請求する。

(助成金の交付)

第6条 秋ト協は、会員から提出された請求書等を精査し、適正と認めるときは助成金を交付する。

《附則》

1. 本要綱は平成18年4月1日より適用する。
2. 平成20年5月16日改正、同年4月1日から実施する。
3. 平成21年5月14日改正、同年4月1日から実施する。
4. 平成22年5月20日改正、同年4月1日から実施する。
5. 平成23年5月24日改正、同年4月1日から実施する。
6. 平成24年5月23日改正、同年4月1日から実施する。
7. 平成25年5月29日改正、同年4月1日から実施する。
8. 平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
9. 平成27年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
10. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。